

三重県内の酒類販売事業者等の事業継続を支援します！

三重県酒類販売事業者等支援金(8・9月分)

令和3年8月の三重県まん延防止等重点措置および三重県緊急事態宣言発出に伴う飲食店の休業・時短営業、酒類の提供自粛要請の影響を踏まえ、特に厳しい状況にある県内の酒類販売事業者等を対象に、支援金を支給します。

1 対象事業者

酒類販売事業者等

(酒類製造業者、酒類卸売業者、酒類小売業者)

三重県内に本店又は主たる事業所を有する中小法人・個人事業者等であること

2 主な支給要件

- (1) 令和3年7月31日以前に、**酒類製造免許、酒類販売業免許**のいずれかを取得し、事業を営んでいること
- (2) 令和3年8月、9月の売上が前年又は前々年同月比で**30%以上減少**していること
- (3) **売上減少率50%以上の場合、国の月次支援金の給付決定を受けていること**

※ただし、三重県が実施する他の協力金との併給は不可。

売上減少率50%以上の場合には、国の月次支援金の給付決定を受けていることが必要です。

「月次支援金」ホームページ：https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

「月次支援金」申請相談窓口 TEL:0120-211-240

3 対象月および支給金額

令和3年**8月、9月**、それぞれの月において、1事業者あたり、各月の売上減少額から国の月次支援金の給付額を控除した(※)金額を以下を上限に支給

売上減少率	30%以上70%未満	70%以上90%未満	90%以上
中小法人等	20万円	40万円	60万円
個人事業者等	10万円	20万円	30万円

(※)売上減少率が50%以上の場合

4 申請受付

令和3年**10月上旬**：申請要項の公表、申請受付開始(予定)

5 支援金に関するお問い合わせ

三重県酒類販売事業者等支援金 事務局

(TEL:059-224-2838) 受付時間:平日9時から17時 ※土日祝日は除く